

学部規則等

1 神戸大学発達科学部規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に基づき、神戸大学発達科学部(以下「本学部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学部における教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、広い知識を授けるとともに、乳幼児期から高齢者に至るまでの人間の発達及びそれを支える環境について様々な側面から教育研究し、教養、人間の発達及びそれを支える環境に関する専門的な知識並びに問題解決能力を有する人材を養成することを目的とする。

(学 科)

第2条 本学部に次の学科を置く。

人間形成学科

人間行動学科

人間表現学科

人間環境学科

(各学科における教育研究上の目的)

第2条の2 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 人間形成学科

広い知識を授けるとともに、人間の誕生から高齢期に至るところ及び諸能力の発達並びに人間形成に関わる諸要因について、社会的及び文化的な観点から教育研究を行い、教養並びに心理、発達、教育及び学習に係わる専門的な知識を身に付けた人材を養成することを目的とする。

(2) 人間行動学科

広い知識を授けるとともに、人間の行動について、健康発達、行動発達及び身体行動の解析及び応用の視点により、自然科学及び人文・社会科学の面から総合的に教育研究を行い、教養及び各年代における健康課題の解決策、子どもから高齢者に至る人間の行動の発達及び適応を多面的に解明する能力並びに運動・スポーツ等身体活動にかかわる高度な知識及び活動的な生活の実践力を有する人材を養成することを目的とする。

(3) 人間表現学科

広い知識を授けるとともに、音楽、造形、パフォーマンス等の人間の様々な表現や創造活動について教育研究を行い、教養、表現領域についての幅広い知識並び

に個々の領域における専門的な知識及び技術を身に付け、研究、創造及び社会的実践に関する能力を有する人材を養成することを目的とする。

(4) 人間環境学科

広い知識を授けるとともに、人間の発達の内方に深くかかわる環境の諸問題を総合的・学際的に探究し、自然環境、数理情報環境、生活環境及び社会環境の視点から教育研究を行い、理系・文系の枠を超え、教養及び多様な専門的知識を身に付け、それらの統合・融合を積極的に図り、新たな人間環境の創造に向け、理論的・実践的な問題解決の能力を有する人材を養成することを目的とする。

(履修コース)

第 3 条 本学部の各学科に次の履修コースを置く。

人間形成学科 心理発達論コース，子ども発達論コース，教育科学論コース，
学校教育論コース

人間行動学科 健康発達論コース，行動発達論コース，身体行動論コース

人間表現学科 表現文化論コース，表現創造論コース，臨床・感性表現論コース

人間環境学科 自然環境論コース，数理情報環境論コース，生活環境論コース，
社会環境論コース

- 2 前項に定めるもののほか、学科共通の履修コースとして、発達支援論コースを置く。
- 3 学生は、第 1 年次の終わりに、希望する履修コースを学部長に届け出て、許可を受けなければならない。ただし、前項の履修コースを希望する学生は、第 2 年次の終わりに学部長に届け出て、許可を受けなければならない。
- 4 前項により許可された履修コースは、特別の理由がない限り、その変更を認めない。

(授業科目及び単位数)

第 4 条 本学部における授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。
- 3 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。

(単位の基準)

第 5 条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、15時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (3) 卒業研究については、卒業論文等をもって 10 単位とする。

(履修要件)

第 6 条 学生は、別表第 2 に定めるところに従い、124 単位以上を修得しなければならない。

- 2 外国人留学生が教学規則第 26 条第 2 項の規定により開設された授業科目の単位を修

得したときは、別に定めるところによりこれらの単位数を別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(履修科目の登録の上限)

第7条 教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、集中的に実施する授業を除き通年においては49単位、各学期においては30単位とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(授業科目の履修)

第8条 学生は、每学期指定の期日までに、所定の履修届を提出し、学部長の許可を受けなければならない。

2 卒業研究の履修については、指導教員の承認を受けなければならない。この場合においては、第3年次の終わりまでに所定の単位を修得していなければならない。

3 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他大学の授業科目の履修)

第9条 学生は、教授会の承認を得て、本学部と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位数は、60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 教学規則第36条第1項に規定する既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を学部長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により認定された単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(試験)

第11条 試験は、科目試験及び卒業論文等試験とする。

(科目試験)

第12条 科目試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

2 学生は、每学期指定の期日までに、所定の受験届を学部長に提出しなければならない。

3 事故等のため科目試験を受けることができなかった者に対しては、教授会の議を経て、別途に試験を行うことがある。

(卒業論文等試験)

第13条 卒業論文等試験は、最終学期において定められた期日までに、卒業論文等を提出した者について行う。

2 卒業論文等試験は、提出された卒業論文等の審査及び口頭試験により行う。

3 卒業論文等試験に合格した学生に対しては、卒業研究の単位として10単位を与える。

4 指定の期日までに卒業論文等を提出しない者又は不合格となった者は、次学期以後の学期末に卒業論文等を提出し、卒業論文等試験を受けることができる。

(成績評価基準)

第14条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒業)

第15条 所定の期間在学し、第6条に規定する要件を満たした者について、卒業を認定する。

(転学科)

第16条 転学科は、教授会において特別の理由があると認められた場合に限り、許可することがある。

(特別聴講学生)

第17条 本学部と協定している他大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学を経由して学部長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の在学期間は、その履修する授業科目の開講される期間とする。

(科目等履修生)

第18条 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第19条 聴講生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第20条 研究生に関する事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第21条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学部において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第3のとおりとする。

(ESDコース)

第21条の2 環境、開発、平和、人権等の様々な課題を解決する力を身に付け、持続可能な社会づくりに資する人材を養成するため、ESDコースを置く。

2 ESDコースに関し必要な事項は、別に定める。

(雑 則)

第 22 条 この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，教授会が定める。

附 則

- 1 この規則は，平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の神戸大学発達科学部規則の規定にかかわらず，神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年4月1日制定）第2条の規定による廃止前の神戸大学発達科学部規則の規定の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成17年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の第2条，第3条，別表第1，別表第2及び別表第3の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 人間発達科学科，人間環境科学科及び人間行動・表現学科は，改正後の第2条の規定にかかわらず，平成17年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

附 則

- 1 この規則は，平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表第1（同表八の改正規定中「健康科学実験」を加える部分を除く。）及び別表第2（同表口の改正規定中履修コース専門科目の必要修得単位数を改める部分を除く。）の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成20年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表第1イの規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日

以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表第1及び第2の規程にかかわらず，なお従前の例による。

別表第1 授業科目及び単位数(第4条関係)

イ 本学部共通

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考
教 養 原 論	人 間 形 成 と 思 想	哲学	2	
		行為と規範	2	
		論理学	2	
		心理学	2	
		心と行動	2	
		教育学	2	
		教育と人間形成	2	
		科学技術と倫理	2	
	文 学 と 芸 術	日本の文学	2	
		世界の文学	2	
		言語と文化	2	
		伝統芸術	2	
		伝統と文化	2	
	歴 史 と 文 化	日本史	2	
		西洋史	2	
		アジア史	2	
		考古学	2	
		歴史と現代	2	
		科学史	2	
		芸術史	2	
	人 間 と 社 会	社会学	2	
		社会思想史	2	
		地理学	2	
		文化人類学	2	
		現代社会論	2	
		越境する文化	2	
		生活環境と技術	2	
		学校教育と社会	2	
法 と 政 治		法の世界	2	
	社会生活と法	2		
	国家と法	2		
	政治の世界	2		
	現代社会と政治	2		
経 済 と 社 会	経済入門	2		
	経済社会の発展	2		

教 養 原 論		現代の経済	2	
		企業と経営	2	
	数 理 と 情 報	構造の数理	2	
		現象の数理	2	
		数理の世界	2	
		「カタチ」の文化学	2	
		「カタチ」の科学	2	
		情報の世界	2	
		物 質 と 技 術	素粒子と宇宙	2
	現代の物性科学		2	
	分子の世界		2	
	物質の成り立ち		2	
	資源・材料とエネルギー		2	
	ものづくりと科学技術		2	
	情報化社会を支える基盤技術		2	
	惑星系の起源・進化・多様性		2	
	生 命 と 環 境	身体の成り立ちと働き	2	
		健康と病気	2	
		生命の成り立ちと営み	2	
		生物の多様性と進化	2	
		生物の生態と自然環境	2	
		生物資源と農業	2	
		食と健康	2	
		地球と惑星	2	
	総 合 教 養	社会と人権	2	
		神戸大学の研究最前線	2	
		神戸大学史	2	
		社会科学のフロンティア	2	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
国際協力の現状と課題		2		
阪神・淡路大震災		2		
外 国 語 科 目	外 国 語 第	英語リーディング	1	
		英語リーディング	1	
		英語リーディング	1	
		英語オーラル	1	
		英語オーラル	1	
		英語オーラル	1	

外 国 語 科 目		英語アドバンストA	1	
		英語アドバンストB	1	
		英語アドバンストC	1	
	外 国 語 第	独語 A	1	
		独語 B	1	
		独語 A	1	
		独語 B	1	
		独語S A	1	
		独語S B	1	
		独語 A	1	
		独語 B	1	
		独語 A	1	
		独語 B	1	
		仏語 A	1	
		仏語 B	1	
		仏語 A	1	
		仏語 B	1	
		仏語S A	1	
		仏語S B	1	
		仏語 A	1	
		仏語 B	1	
		仏語 A	1	
		仏語 B	1	
		中国語 A	1	
		中国語 B	1	
		中国語 A	1	
		中国語 B	1	
		中国語S A	1	
		中国語S B	1	
		中国語 A	1	
		中国語 B	1	
		中国語 A	1	
		中国語 B	1	
	ロシア語 A	1		
ロシア語 B	1			
ロシア語 A	1			
ロシア語 B	1			
ロシア語 A	1			

外国語科目	外国語第	ロシア語 B	1	
		ロシア語 A	1	
		ロシア語 B	1	
	外国語第	独語XI	1	
		独語XII	1	
		仏語XI	1	
		仏語XII	1	
		韓国語XI	1	
		韓国語XII	1	
		スペイン語XI	1	
		スペイン語XII	1	
		イタリア語XI	1	
		イタリア語XII	1	
情報科目	情報基礎	1		
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学講義	2		
	健康・スポーツ科学実習	1		
	健康・スポーツ科学実習	1		
資格免許のための科目	日本国憲法	2		
	情報機器の操作	1		
	中等カリキュラム論	2		
	保健体育科教育論 A	2		
	保健体育科教育論 B	2		
	保健体育科教育論 C	2		
	保健体育科教育論 D	2		
	音楽科教育論 A	2		
	音楽科教育論 B	2		
	音楽科教育論 C	2		
	音楽科教育論 D	2		
	美術科教育論 A	2		
	美術科教育論 B	2		
	美術科教育論 C	2		
	美術科教育論 D	2		
	社会科教育論 A	2		
	社会科教育論 B	2		
	社会科教育論 C	2		
	社会科教育論 D	2		
	地歴科教育論 A	2		
地歴科教育論 B	2			
地歴科教育論 C	2			

資格免許のための科目	地歴科教育論D	2	
	公民科教育論A	2	
	公民科教育論B	2	
	公民科教育論C	2	
	公民科教育論D	2	
	家庭科教育論A	2	
	家庭科教育論B	2	
	家庭科教育論C	2	
	家庭科教育論D	2	
	理科教育論A	2	
	理科教育論B	2	
	理科教育論C	2	
	理科教育論D	2	
	数学教育論A	2	
	数学教育論B	2	
	数学教育論C	2	
	数学教育論D	2	
	教職実践演習(幼・小)	2	
	教職実践演習(中・高)	2	
	初等教育事前・事後指導	1	
	初等教育実地研究	4	
	中等教育事前・事後指導	1	
	中学校教育実地研究A	2	
	中学校教育実地研究B	2	
	高校教育実地研究	2	
	教育実習	3	
	ソルフェージュ	2	
	邦楽器演奏法	2	
	音文化論	2	
	工芸表現演習	2	
	美術批評	2	
	ヴィジュアル・デザイン	2	
	生活情報処理演習	2	
	家庭看護	2	
	保育学	2	
	家庭経済・経営学	2	
	アパレル実習	2	
	博物館学	2	

	博物館学	2	
	博物館学	2	
	博物館実習	3	
その他必要と認める科目	総合科目		その都度定める。
	総合科目		その都度定める。

□ 人間形成学科

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考
専 門 科 目	学部共通科目	発達科学への招待	2	
		ESD論（環境発達学）	2	
		ESD演習（環境発達学）	2	
		ESD演習（環境発達学）	2	
	学部共通科目	心理学入門	2	
		発達心理学概論	2	
		子ども発達論	2	
		子ども教育論	2	
		教育学概論	2	
		道徳教育論	2	
		乳幼児発達論	2	
		幼児精神衛生論	2	
		児童心理学	2	
		青年心理学	2	
		児童青年精神医学	2	
		発達障害心理学1	2	
		発達障害臨床学1	2	
		教育心理学	2	
		相談心理学	2	
		臨床心理学	2	
		カウンセリング	2	
		認知発達論	2	
		異文化教育論	2	
		算数教育論	2	
		初等体育論	2	
		音楽表現発達論	2	
		造形表現発達論	2	
		児童言語教育論	2	
		生涯学習論	2	
		教育ディベート入門	2	
	教育の歴史人類学	2		
	教職論	2		
	教育制度概説	2		
	科学技術社会と教育	2		
	情報化社会と教育	2		
	初等社会科教育論	2		

	人間形成学特講	2		
	発達支援論研究	2		
専 門 科 目	【心理発達論コース】			
	心理学研究法1	4		
	心理学研究法2	4		
	心理学研究法3	4		
	外書講読	2		
	心理検査法1	2		
	心理検査法2	2		
	心理検査法3	2		
	心理統計法	4		
	生涯発達心理学	2		
	人格形成論	2		
	人間関係発達論	2		
	教育発達心理学	2		
	深層心理学	2		
	障害児発達学	2		
	発達障害心理学2	2		
	発達障害臨床学2	2		
	科学教育論	2		
	障害児指導学	2		
	子ども社会論	2		
	心理発達論演習A	2		
	心理発達論演習B	2		
	心理発達論演習C	2		
	知的障害の心理・生理・病理演習	2		
	卒業研究	10		
		【子ども発達論コース】		
		子どもの発達	2	
		子どもの心と教育	2	
		子どもと生活	2	
		子どものからだづくり	2	
		子どもの認識	2	
		子どもの表現	2	
	子どもの表現教育	2		
	子どもとメディア	2		
	子どもの発達支援	2		
	外書講読	2		

専 門 科 目	子ども発達論演習1	2	
	子ども発達論演習2	2	
	子ども発達研究法1	2	
	子ども発達研究法2	2	
	数理認識発達論	2	
	子どもスポーツ論	2	
	幼年音楽論	2	
	美術教育史論	2	
	乳幼児認知発達論	2	
	造形発達論	2	
	児童文学論	2	
	児童福祉論	2	
	子ども社会論	2	
	心理統計法	4	
	人間関係発達論	2	
	教育制度	2	
	健康行動科学	2	
	異言語指導論	2	
	卒業研究	10	
		【教育科学論コース】	
		教育学研究法1	2
		教育学研究法2	2
		教育学研究法3	2
		教育学研究法4	2
		教育学研究法5	2
		教育学研究法6	2
		教育学研究法7	2
		教育学研究法8	2
		外書講読	2
		教育科学論演習1	2
		教育科学論演習2	2
		教育科学研究1	2
	教育科学研究2	2	
	教育思想史	2	
	日本教育史	2	
	教育制度	2	
	教育法	2	
	教育政策	2	

専 門 科 目	教育行政学	2		
	教育方法学	2		
	学習指導論	2		
	生活指導論	2		
	科学教育論	2		
	カリキュラム論	2		
	社会科教育方法論	2		
	成人学習論	2		
	社会教育計画論	2		
	授業システム論	2		
	教師教育史論	2		
	教育哲学	2		
	異言語指導論	2		
	卒業研究	10		
		【学校教育論コース】		
		教育哲学	2	
		学習指導論	2	
		教育政策	2	
		幼児教育内容論	2	
		学習障害等教育総論	2	
		異言語指導論	2	
		学校教育資料調査法	2	
		特別支援教育学	2	
		視覚障害児発達学	2	
		子ども発達論演習1	2	
		教育科学論演習1	2	
		子ども発達論演習2	2	
		教育科学論演習2	2	
		子ども発達研究法1	2	
		教育科学研究1	2	
		子ども発達研究法2	2	
		教育科学研究2	2	
		教育思想史	2	
	自然教育論	2		
	生活科教育論	2		
	初等家政学概論	2		
	国語教育方法論	2		
	社会科教育方法論	2		

理科教育方法論	2
算数教育方法論	2
生活科教育方法論	2
家庭科教育方法論	2
音楽表現教育方法論	2
造形表現教育方法論	2
運動教育方法論	2
幼児音楽表現指導法	2
幼児造形表現指導法	2
幼児環境指導法	2
幼児健康指導法	2
幼児人間関係指導法	2
幼児言語表現指導法	2
教師教育史論	2
教育法	2
教育行政学	2
教育方法学	2
生活指導論	2
カリキュラム論	2
授業システム論	2
特別活動指導法	2
障害児発達学	2
障害児指導学	2
発達障害心理学2	2
発達障害臨床学2	2
特別支援教育総論	2
児童文学論	2
卒業研究	10

八 人間行動学科

授業科目の区分等	授 業 科 目	単 位	備 考
学 部 共 通 科 目	発達科学への招待	2	
	ESD論（環境発達学）	2	
	ESD演習（環境発達学）	2	
	ESD演習（環境発達学）	2	
学 科 共 通 科 目	健康発達概論	2	
	行動発達概論	2	
	身体行動概論	2	
	社会調査法	2	
	生涯スポーツ論	2	
	人体構造機能論	2	
	健康管理論	2	
	身体機能加齢論	2	
	身体運動のしくみ	2	
	からだの構造と運動	2	
	身体文化論	2	
	健康教育論	2	
	公衆衛生学	2	
	身体運動発達論	2	
	人間行動特論A	2	
	人間行動特論B	2	
	発達支援論研究	2	
専 門 科 目	【健康発達論コース】		
	ヘルスプロモーション論	2	
	健康評価論	2	
	健康統計学	2	
	健康行動科学	2	
	安全行動・管理論	2	
	高齢者保健福祉論	2	
	予防医学概説	2	
	救急医療概説	2	
	健康生態学	2	
	健康政策論	2	
	国際健康開発論	2	
	身体適応論	2	
	ストレス生理学	2	
	認知発達論	2	

専 門 科 目	人間関係発達論	2	
	臨床心理学	2	
	カウンセリング	2	
	子どもの発達支援	2	
	衣環境学1	2	
	栄養学	2	
	生活環境共生論1	2	
	生活環境心理学	2	
	応用統計学A	2	
	健康行動科学演習1	2	
	健康評価論演習1	2	
	健康生態学演習1	2	
	健康政策論演習1	2	
	ヘルスプロモーション論演習1	2	
	健康行動科学演習2	2	
	健康評価論演習2	2	
	健康生態学演習2	2	
	健康政策論演習2	2	
	ヘルスプロモーション論演習2	2	
	健康発達研究法	2	
	卒業研究	10	
		【行動発達論コース】	
		行動発達研究法	2
		エイジング研究	2
		行動適応論	2
		運動処方論	2
		ストレス生理学	2
		ヘルスプロモーション論	2
		予防医学概説	2
		身体適応論	2
		スポーツプロモーション論	2
		運動心理学	2
		身体運動制御論	2
	栄養学	2	
	乳幼児発達論	2	
	臨床心理学	2	
	社会行動論演習1	2	
	身体機能加齢論演習1	2	

専 門 科 目	身体適応論演習1	2		
	アクティブエイジング研究演習1	2		
	行動適応論演習1	2		
	健康行動科学	2		
	社会行動論演習2	2		
	身体機能加齢論演習2	2		
	身体適応論演習2	2		
	アクティブエイジング研究演習2	2		
	行動適応論演習2	2		
	バイオメカニクス実験	2		
	健康政策論	2		
	行動発達演習1	2		
	行動発達演習2	2		
	卒業研究	10		
		【身体行動論コース】		
		体育・スポーツ史	2	
		スポーツ社会学	2	
		スポーツマネジメント論	2	
		スポーツプロモーション論	2	
		運動心理学	2	
		身体運動技術論	2	
		運動処方論	2	
		体力科学論	2	
		身体適応論	2	
		身体運動制御論	2	
		子どものからだづくり	2	
		ストレス生理学	2	
		運動障害論	2	
		健康行動科学	2	
		運動生理学実験	2	
		バイオメカニクス実験	2	
		陸上運動方法論	1	
		水泳系運動方法論	1	
		球技運動方法論	1	
		武道系運動方法論	1	
		舞踊運動方法論	1	
		体操運動方法論	1	
		野外運動方法論	2	

専 門 科 目	体育・スポーツ史研究法	2
	スポーツ社会学研究法	2
	運動心理学研究法	2
	体育・スポーツ史演習	2
	スポーツ社会学演習	2
	運動心理学演習	2
	身体運動技術論演習	2
	身体運動制御論演習	2
	運動処方論演習	2
	体力科学論演習	2
	運動障害論演習	2
	ストレス生理学演習	2
	卒業研究	10

二 人間表現学科

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考
専 門 科 目	学 部 共 通 科 目	発達科学への招待	2	
		ESD論（環境発達学）	2	
ESD演習（環境発達学）		2		
ESD演習（環境発達学）		2		
専 門 科 目	学 科 共 通 科 目	表現文化概論	2	
		表現創造概論	2	
		臨床・感性表現概論	2	
		人間の発達と表現	2	
		アートマネジメント	2	
		デザイン史1	2	
		都市・建築文化論	2	
		ファッション文化論1	2	
		舞台芸術論	2	
		メディア論	2	
		創造の発想とプロセス	2	
		音楽理論1	2	
		音楽理論2	2	
		声楽表現概論	2	
		合唱表現演習	2	
		コミュニティー音楽	2	
		ヴィジュアル・コミュニケーション論	2	
		身体表現論	2	
		空間表象論	2	
		サブカルチャー論	2	
		先端表現演習A	2	
		遊びと芸術	2	
		表現ワークショップ論	2	
		表現の政治学	2	
		心理学入門	2	
		生涯学習論	2	
		身体文化論	2	
子どもの表現	2			
発達支援論研究	2			
専 門 科 目	【表現文化論コース】	デザイン史2	2	
		デザイン史演習	2	

専 門 科 目	都市と建築の20世紀	2		
	都市と建築の20世紀演習	2		
	ファッション文化論2	2		
	ファッション文化論演習	2		
	西洋音楽文化論	2		
	西洋音楽文化論演習	2		
	映像論	2		
	映像・メディア論演習	2		
	社会調査法	2		
	音楽集団活動論	2		
	音楽理論3	2		
	音楽理論4	2		
	立体造形論	2		
	音楽療法論	2		
	感性を測る	2		
	感性心理学概論	2		
	臨床舞踊論	2		
	卒業研究	10		
		【表現創造論コース】		
		表現創造演習1 企画	2	
		表現創造演習2 運営	2	
		表現創造演習3 制作	2	
		表現創造演習4 総合	2	
		音楽集団活動論	2	
		合奏表現演習	2	
		ピアノ演奏概論	2	
		ピアノ演奏演習1	2	
		ピアノ演奏演習2	2	
		室内楽	2	
	声楽表現演習1	2		
	声楽表現演習2	2		
	音楽理論3	2		
	音楽理論4	2		
	音楽理論5	2		
	音楽理論6	2		
	立体造形	2		
	立体造形論	2		
	絵画表現	2		

専 門 科 目	絵画表現論	2	
	先端表現演習B	2	
	舞踊創造論	2	
	舞踊創造論演習	2	
	映像・メディア論演習	2	
	リトミック	2	
	卒業研究	10	
	【臨床・感性表現論コース】		
	感性心理学概論	2	
	芸術療法論	2	
	感性を測る	2	
	音楽療法論	2	
	即興演奏	2	
	舞踊創造論	2	
	舞踊創造論演習	2	
	臨床舞踊論	2	
	臨床舞踊論演習	2	
	リトミック	2	
	深層心理学	2	
	心理統計法	4	
	生活環境心理学	2	
	社会調査法	2	
	西洋音楽文化論	2	
	ピアノ演奏概論	2	
	映像論	2	
	ファッション文化論2	2	
	合奏表現演習	2	
	先端表現演習B	2	
卒業研究	10		

ホ 人間環境学科

授業科目の区分等		授業科目	単位	備考
専 門 科 目	学部 共通 科目	発達科学への招待	2	
		ESD論（環境発達学）	2	
		ESD演習（環境発達学）	2	
		ESD演習（環境発達学）	2	
	学科 共通 科目	人間環境学概論	2	
		自然環境概論	2	
		数理情報環境概論	2	
		生活環境概論	2	
		社会環境概論	2	
		統計の考え方	2	
		環境モデリング入門	2	
		高齢者環境論	2	
エコロジー論		2		
発達支援論研究		2		
専 門 科 目	共通 専門 基礎 科目	物理学B1	2	
		物理学B2	2	
		物理学B3	2	
		物理学C1	2	
		物理学C2	2	
		物理学C3	2	
		物理学C4	2	
		物理学実験	2	
		無機化学基礎	2	
		有機化学基礎	2	
		生物学I	2	
		生物学II	2	
		生物学III	2	
		基礎地学	2	
		線形代数学入門	2	
		線形代数学1	2	
		線形代数学2	2	
		微分積分学入門	2	
		微分積分学1	2	
		微分積分学2	2	
数理統計学	2			
法律学	2			

共通専門基礎科目	経済学	2
	政治学	2
	人文地理学	2
	外国史	2
	社会学	2
	日本史	2
	倫理学	2
	専門科目	【自然環境論コース】
自然環境科学実験A(主として地学)		2
自然環境科学実験B(主として生物学)		2
自然環境科学実験C(主として化学)		2
自然環境科学		2
環境地球科学A		2
環境地球科学B		2
現代物質科学		2
現代物理化学A		2
現代物理化学B		2
現代生命科学A		2
現代生命科学B		2
環境物理学実験		2
物質環境科学実験		2
生物環境科学実験		2
地球環境科学実験		2
野外生物学実習		2
分子生命科学実習		2
宇宙史		2
環境遺伝学		2
鉱物学		1
地球環境科学特別講義		1
地球環境変遷学		1
宇宙環境物理学		2
無機化学		2
環境植物生態学		2
科学哲学論		2
大気環境学		2
環境地球化学・同演習A		2
環境地球化学・同演習B		2
環境計測学A		2

專 門 科 目

環境計測学B	2
植物環境学1	2
植物環境学2	2
生活環境緑化論1	2
生活環境緑化論2	2
環境経済学	2
公衆衛生学	2
身体適応論	2
環境物理学	2
量子物理学	2
基本粒子物理学	1
分析化学	2
環境有機化学	2
生物有機化学	2
化学反応論	2
量子化学	2
高次分子生命科学	2
生物環境科学	2
動物行動生態学	2
生物多様性論	2
環境地質学・同演習1	2
環境地質学・同演習2	2
地球流体力学	2
自然環境科学特論A	1
自然環境科学特論B	1
自然環境科学特論C	1
自然環境科学特論D	1
自然科学演習	1
自然科学総合演習	1
自然環境総合演習	1
人間環境学総合演習	2
現代物質科学演習	1
環境物理学特別演習	2
情報処理演習	1
環境数値解析1	2
環境数値解析2	1
生命情報科学A	1
生命情報科学B	1
応用数学入門・同演習	2

専 門 科 目	数理の基礎	4		
	解析系の基礎	2		
	数理統計の基礎	2		
	応用解析学A	2		
	応用解析学B	2		
	応用統計学A	2		
	応用統計学B	2		
	情報環境科学A	2		
	情報環境科学B	2		
	情報環境科学C	2		
	卒業研究	10		
		【数理情報環境論コース】		
		数理の基礎	4	
		数理と計算機	2	
		計算機科学A	2	
		計算機科学B	2	
		幾何系の基礎	2	
		解析系の基礎	2	
		代数系の基礎	2	
		数理統計の基礎	2	
		応用代数学	2	
		数理と論証	2	
		計算機数学	2	
		応用解析学A	2	
		応用解析学B	2	
		応用幾何学A	2	
		応用幾何学B	2	
		応用統計学A	2	
		応用統計学B	2	
		応用統計学C	2	
		数理情報先端特論	2	
		情報環境科学A	2	
		情報環境科学B	2	
	情報環境科学C	2		
	代数学II	2		
	解析学III	2		
	幾何学III	2		
	確率論I	2		
	環境経済学	2		

専 門 科 目	生命情報科学A	1		
	生命情報科学B	1		
	生活環境メカニクス1	2		
	生活環境メカニクス実験	2		
	生活環境電子計測論1	2		
	ヒューマンエレクトロニクス実験	2		
	数理認識発達論	2		
	社会調査法	2		
	メディア論	2		
	応用数理特論1	2		
	情報環境特論1	2		
	応用数理特論2	2		
	情報環境特論2	2		
	応用数理特論3	2		
	情報環境特論3	2		
	卒業研究	10		
		【生活環境論コース】		
		生活環境基礎実験	2	
		生活環境調査法	2	
		生活空間計画論1	2	
		生活環境心理学	2	
		生活環境緑化論1	2	
		衣環境学1	2	
		生活環境メカニクス1	2	
		生活環境電子計測論1	2	
		食環境学1	2	
		植物環境学1	2	
		生活環境共生論1	2	
		生活空間計画論2	2	
		生活環境緑化論2	2	
		住宅設計論	2	
		生活電気・機械	2	
		生活環境メカニクス2	2	
	衣環境学2	2		
	生活環境電子計測論2	2		
	生活エネルギー機器論	2		
	食環境学2	2		
	植物環境学2	2		
	生活環境共生論2	2		

専 門 科 目	栄養学	2		
	食環境学実験	2		
	衣環境学実験	2		
	生活環境メカニクス実験	2		
	ヒューマンエレクトロニクス実験	2		
	植物環境学実験実習	2		
	食環境学実習	2		
	生活環境共生論実習	2		
	生活空間計画論演習	2		
	生活環境心理学演習	2		
	生活環境緑化論演習	2		
	衣環境学演習	2		
	動作解析コンピュータ演習	2		
	植物環境学演習	2		
	生活環境共生論演習	2		
	現代生活論	2		
	環境経済学	2		
	卒業研究	10		
		【社会環境論コース】		
		社会規範論A	2	
		社会規範論B	2	
		社会文化環境論	2	
		産業社会環境論A	2	
		産業社会環境論B	2	
		地域社会環境論A	2	
		地域社会環境論B	2	
		国際社会環境論A	2	
		国際社会環境論B	2	
		社会環境思想史	2	
		社会変動史	2	
		産業構造論	2	
		労働史	2	
	都市地域論	2		
	コミュニティ論	2		
	国際平和論	2		
	社会政策史	2		
	福祉国家論	2		
	農村開発論	2		
	地域空間システム論	2		

専 門 科 目	フィールドワーク実習	2
	現代日本社会史	2
	憲法秩序論	2
	公共性論	2
	家族論	2
	自治体論	2
	国際開発論	2
	環境経済学	2
	生活空間計画論1	2
	生活空間計画論2	2
	生活環境心理学	2
	現代生活論	2
	生活環境緑化論1	2
	生活環境緑化論2	2
	環境植物生態学	2
	数理と論証	2
	社会調査法	2
	教育思想史	2
	メディア論	2
	公共性論演習A	2
	社会環境思想史演習A	2
	社会文化環境論演習A	2
	産業構造論演習A	2
	労働史演習A	2
	都市地域論演習A	2
	コミュニティ論演習A	2
	国際平和論演習A	2
	国際開発論演習A	2
	公共性論演習B	2
	社会環境思想史演習B	2
	社会文化環境論演習B	2
	産業構造論演習B	2
	労働史演習B	2
	都市地域論演習B	2
	コミュニティ論演習B	2
	国際平和論演習B	2
	国際開発論演習B	2
	卒業研究	10

へ 発達支援論コース

授業科目の区分等	授 業 科 目	単 位	備 考
専 門 科 目	発達支援論研究	2	
	発達支援論演習（ジェンダー研究・学習支援論）	2	
	発達支援論演習（労働・成人教育支援論）	2	
	発達支援論演習（ヘルスプロモーション論）	2	
	発達支援論演習（子ども・家庭支援論）	2	
	発達支援論演習（ボランティア社会・学習支援論）	2	
	発達支援論演習（障害共生支援論）	2	
	発達支援研究法	2	

別表第2 履修要件(第6条関係)

イ 人間形成学科

授業科目の区分等		授業科目	必要修得単位数		備考												
教養原論		選必	別表第1のイに掲げる授業科目のうち人間形成と思想の分野を除く各授業科目		各2単位 18												
外国語科目	外国語第	必修	英語リーディング	1	6												
			英語リーディング	1													
	英語リーディング		1														
	英語オーラル		1														
英語オーラル	1																
英語オーラル	1																
外国語第	選択	英語アドバンストA	1														
		英語アドバンストB 英語アドバンストC	1 1														
外国語第	必修	(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) A, B, A, B	各1単位		4												
	選択	(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) A, B, A, B (独語, 仏語, 中国語) SA, SB	各1単位														
外国語第	選択	(独語, 仏語, 韓国語, スペイン語, イタリア語) XI, XII	各1単位														
情報科目	必修	情報基礎	1	1													
健康・スポーツ科学	選択	健康・スポーツ科学講義	2														
	必修	健康・スポーツ科学実習	1	1													
	選択	健康・スポーツ科学実習	1														
専門科目	学部共通科目	必修	発達科学への招待	2	2	発達支援論コースにあつては、他学科の学科共通科目を含む10単位とする。											
		選択	ESD論(環境発達学)	2													
			ESD演習I(環境発達学)	2													
	学科共通科目	必修	別表第1のロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	12	12												
		選必	別表第1のロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	20	20												
				履修コース					自由選択科目は、教養原論、外国語科目、健康・スポーツ科学、専門科目、他学部専門科目及びその他必要と認める授業科目。								
履修コース専門科目	必修	別表第1のロ及びへに掲げる授業科目のうちから履修コースごとに別に定める授業科目	心理発達論コース	16		こども発達論コース	28			教育科学論コース	26		学校教育論コース	14		発達支援論コース	4
				24	40		12	40			14	40		26	40		2
	選必	すべての履修コース専門科目	0		0		0			0		0		0		0	
		必修	卒業研究	10													
自由選択科目			10					40									
合計			124														

「必修」は必修科目を、「選必」は選択必修科目を示す。

□ 人間行動学科

授業科目の区分等		授業科目	必要修得単位数				備考		
教養原論		選必 別表第1のイに掲げる授業科目	各2単位		18				
外国語科目	外国語第	必修	英語リーディング	1	6				
		英語リーディング	1						
		英語リーディング	1						
		英語オーラル	1						
		英語オーラル	1						
		英語オーラル	1						
選取	英語アドバンストA	1							
英語アドバンストB	1								
英語アドバンストC	1								
外国語第	必修	(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) A, B, A, B	各1単位		4		独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。独語, 仏語及び中国語の A及び Bの単位は, 選択科目のそれぞれSA及びSBで代替えることも可。		
	選取	(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) A, B, A, B (独語, 仏語, 中国語) SA, SB	各1単位						
外国語第	選取	(独語, 仏語, 韓国語, スペイン語, イタリア語) XI, XII	各1単位						
情報科目	必修	情報基礎	1	1					
健康・スポーツ科学	選取	健康・スポーツ科学講義	2						
	必修	健康・スポーツ科学実習	1	1					
	選取	健康・スポーツ科学実習	1						
専門科目	学部共通科目	必修	発達科学への招待		2		発達支援論コースにあつては, 他学科の学科共通科目を含む10単位とする。		
		選取	ESD論(環境発達学)		2				
		ESD演習I(環境発達学)	2						
		ESD演習II(環境発達学)	2						
	学科共通科目	必修	別表第1の八に掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目		6		6		
		選必	授業科目		20		20		
				履修コース				自由選択科目は, 教養原論, 外国語科目, 健康・スポーツ科学, 専門科目, 他学部専門科目及びその他必要と認める授業科目。	
	履修コース専門科目	必修	別表第1の八及びへに掲げる授業科目のうちから履修コースごとに別に定める授業科目	2	4	0	4		20
			28	30	26	30	30		2
		選必	すべての履修コース専門科目	0	0	0	14		
必修	卒業研究	10							
自由選択科目			24		46				
合計			124						

「必修」は必修科目を、「選必」は選択必修科目を示す。

八 人間表現学科

授業科目の区分等		授業科目	必要修得単位数				備考						
教養原論		選必 別表第1のイに掲げる授業科目	各2単位		18								
外国語科目	外国語第	必修 英語リーディング	1		6								
		英語リーディング	1										
		英語リーディング	1										
		英語オーラル	1										
		英語オーラル	1										
		英語オーラル	1										
外国語第	選必	英語アドバンストA 英語アドバンストB 英語アドバンストC	1 1 1										
	必修	(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) A, B, A, B	各1単位		4		独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。 独語, 仏語及び中国語の A及び Bの単位は, 選択科目のそれぞれSA及びSBで代替することも可。						
		(独語, 仏語, 中国語, ロシア語) A, B, A, B (独語, 仏語, 中国語) SA, SB	各1単位										
選必	(独語, 仏語, 韓国語, スペイン語, イタリア語) XI, XII	各1単位											
情報科目	必修	情報基礎	1		1								
健康・スポーツ科学	選必	健康・スポーツ科学講義	2										
	選必	健康・スポーツ科学実習	1		1								
	選必	健康・スポーツ科学実習	1										
専門科目	学部共通科目	必修	発達科学への招待		2		2						
		選必	ESD論(環境発達学)		2								
			ESD演習I(環境発達学)		2								
			ESD演習II(環境発達学)		2								
				履修コース				発達支援論コースにあつては,他学科の学科共通科目を含む10単位とする。 但し,必修の6単位については, 「表現文化概論」 「表現創造概論」 「臨床・感性表現概論」とする。 自由選択科目は,教養原論,外国語科目,健康・スポーツ科学,専門科目,他学部専門科目及びその他必要と認める授業科目。					
			表現文化論コース	表現創造論コース	臨床・感性表現論コース	発達支援論コース							
	学科共通科目	必修	別表第1のニに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目		20	36	10		36	16	36	6	10
		選必	別表第1のニに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目		16	26	20		20	4			
	履修コース専門科目	必修	別表第1のニ及びへに掲げる授業科目のうちから履修コースごとに別に定める授業科目		0	30	8		30	6	30	4	20
		選必	すべての履修コース専門科目		30	22	0		24	0	2	14	
卒業研究			0		0		0		14				
			10										
自由選択科目			16				52						
合計			124										

「必修」は必修科目を、「選必」は選択必修科目を示す。

二 人間環境学科

授業科目の区分等		授業科目	必要修得単位数					備考		
教養原論		選必 別表第1のイに掲げる授業科目	各2単位		14					
外国語科目	外国語第	必修 英語リーディング	1		6					
		英語リーディング	1							
		英語リーディング	1							
		英語オーラル	1							
		英語オーラル	1							
		英語オーラル	1							
外国語第	選必 英語アドバンストA	1								
	英語アドバンストB	1								
英語アドバンストC	1									
外国語第	必修 (独語, 仏語, 中国語, ロシア語) A, B, A, B	各1単位		4			独語, 仏語, 中国語及びロシア語のうちから1科目を選択すること。独語, 仏語及び中国語の A及び Bの単位は, 選択科目のそれぞれSA及びSBで代替えることも可。			
	選必 (独語, 仏語, 中国語, ロシア語) A, B, A, B (独語, 仏語, 中国語) SA, SB	各1単位								
外国語第	選必 (独語, 仏語, 韓国語, スペイン語, イタリア語) XI, XII	各1単位								
情報科目	必修 情報基礎	1		1						
健康・スポーツ科学	選必 健康・スポーツ科学講義	2		1						
	必修 健康・スポーツ科学実習	1								
	選必 健康・スポーツ科学実習	1								
専門科目	学部共通科目	必修 発達科学への招待	2		2			発達支援論コースにあつては, 他学科の学科共通科目及び共通専門基礎科目を含む16単位とする。但し, 「自然環境概論」 「数理情報環境論」 「生活環境概論」 「社会環境概論」 から6単位を選択必修とする。		
		選必 ESD論(環境発達学)	2							
		選必 ESD演習 (環境発達学)	2							
		選必 ESD演習 (環境発達学)	2							
	学科共通科目	必修 別表第1のホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	2		2					
		選必 別表第1のホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	10		10					
				履修コース					自由選択科目は, 教養原論, 外国語科目, 健康・スポーツ科学, 専門科目, 他学部専門科目及びその他必要と認める授業科目。	
				自然環境論コース	数理情報環境論コース	生活環境論コース	社会環境論コース			発達支援論コース
	共通専門基礎科目	選必 別表第1のホに掲げる授業科目	14	14	8	8	0			
	履修コース専門科目	必修 別表第1のホ及びへに掲げる授業科目のうちから履修コースごとに別に定める授業科目	6	10	4	0	4			
選必 全ての履修コース専門科目		38	34	40	44	2				
必修 卒業研究	0		0	0	0	14				
			10							
自由選択科目			16		22		48			
合計			124							

「必修」は必修科目を、「選必」は選択必修科目を示す。

別表第3 取得できる教員の免許状の種類及び免許教科（第21条関係）

学 科 名	免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
人 間 形 成 学 科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状	
人 間 行 動 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育 保健体育
人 間 表 現 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音 楽 音 楽 美 術 美 術
人 間 環 境 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科 理 科 数 学 数 学 家 庭 家 庭 社 会 地理歴史 公 民

2 神戸大学発達科学部研究生規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学発達科学部規則(平成16年4月1日制定)第20条の規定に基づき、神戸大学発達科学部(以下「本学部」という。)の研究生に関する事項を定めるものとする。

(許 可)

第2条 研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、発達科学部長(以下「学部長」という。)がこれを許可する。

(入学資格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学(短期大学を含む。)を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 教授会において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 研究生願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 健康診断書(所定の用紙)
- (4) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (5) 写真(出願前3月以内に撮影したもの)
- (6) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (7) その他本学部において必要と認める書類

2 会社等(官公庁を含む。以下同じ。)に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のため研究生を志願するものである旨の本人の確約書
- (2) 会社等の事業目的の追求のために派遣するものでない旨の所属長の確約書
- (3) 在職のまま入学することについての所属長の承認書

3 外国人は、前2項各号に掲げる書類のほか、在留資格を記入した外国人登録原票記載事項証明書を提出しなければならない。

4 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は、そのことを証明する書類(勤務校、職名、氏名、研究期間、目的等を記載したもの)を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類(健康診断書を除く。)審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が認めたときは、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(現職教育に係る検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第 7 条 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(入学の時期)

第 8 条 研究生の入学の時期は、4月1日及び10月1日とする。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(研究期間)

第 9 条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き研究を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

(研究)

第 10 条 研究生は、指導教員の下で研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、聴講に際しては、当該授業科目の指導教員の許可を受けなければならない。

(研究証明書の交付)

第 11 条 研究事項について、証明を願い出た者には、研究証明書を交付する。

(退学)

第 12 条 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第 13 条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

(1) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められたとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

3 神戸大学発達科学部聴講生規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学発達科学部規則(平成16年4月1日制定)第19条の規定に基づき、神戸大学発達科学部(以下「本学部」という。)の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(許 可)

第2条 聴講生として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、発達科学部長(以下「学部長」という。)がこれを許可する。

(入学資格)

第3条 聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 教授会において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第4条 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書(所定の用紙)
 - (2) 履歴書(所定の用紙)
 - (3) 健康診断書(所定の用紙)
 - (4) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (5) 写真(出願前3月以内に撮影したもの)
 - (6) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
 - (7) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。)に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。
- 3 外国人は、前2項に掲げる書類のほか、在留資格を記入した外国人登録原票記載事項証明書を提出しなければならない。
- 4 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は、そのことを証明する書類(勤務校、職名、氏名、聴講期間、目的等を記載したもの)を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類(健康診断書を除く。)審査及び面接により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が認めたときは、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(現職教育に係る検定料，入学料及び授業料の取扱い)

第 7 条 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、検定料，入学料及び授業料は徴収しない。

(聴講期間)

第 8 条 聴講生の聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講期間とし、1 年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2 年を限度とするものとする。

(聴講科目)

第 9 条 聴講できる授業科目は、1 学期5 科目以内とする。

2 聴講を許可する授業科目は、学期ごとに別に定める。

(聴講証明書の交付)

第 10 条 聴講した授業科目について証明を願い出た者には、聴講証明書を交付する。

(退 学)

第 11 条 聴講生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 12 条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

(1) 聴講生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

4 神戸大学発達科学部科目等履修生規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学発達科学部規則(平成16年4月1日制定)第18条の規定に基づき、神戸大学発達科学部(以下「本学部」という。)の科目等履修生に関する事項を定めるものとする。

(許 可)

第2条 科目等履修生として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、発達科学部長(以下「学部長」という。)がこれを許可する。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学(短期大学を含む。)を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 教授会において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書(所定の用紙)
 - (2) 履歴書(所定の用紙)
 - (3) 健康診断書(所定の用紙)
 - (4) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (5) 写真(出願前3月以内に撮影したもの)
 - (6) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
 - (7) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。)に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。
- 3 外国人は、前2項に掲げる書類のほか、在留資格を記入した外国人登録原票記載事項証明書を提出しなければならない。
- 4 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は、そのことを証明する書類(勤務校、職名、氏名、履修期間、目的等を記載したもの)を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類(健康診断書を除く。)審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が認めたときは、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第6条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければなら

らない。

(現職教育に係る検定料及び入学料の取扱い)

第7条 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、検定料及び入学料は徴収しない。

(履修期間)

第8条 科目等履修生の履修期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第9条 履修できる授業科目は、1学期5科目以内とする。

2 履修を許可する授業科目は、学期ごとに別に定める。

(試験)

第10条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

(単位修得証明書の交付)

第11条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第12条 科目等履修生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

(1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

5 神戸大学発達科学部外国人特別学生の入学に関する規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学発達科学部(以下「本学部」という。)に入学を志願する者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 外国人特別学生として入学することのできる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (2) 本学部において、前号と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を発達科学部長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書及び写真
- (3) 在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 修学に差し支えない程度に日本語を習得していることの証明書
- (5) 日本に居住している者は、外国人登録原票記載事項証明書
- (6) 振替払込受付証明書(所定の用紙)

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、次の各号に定める事項を総合勘案して行う。

- (1) 学力試験及び面接
- (2) 日本語習得の程度
- (3) 在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書

2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第3条により選定された者については、学力試験及び面接を免除することができる。

(入学時期)

第5条 入学の時期は、学期の初めとする。

(雑 則)

第6条 この規程の定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

6 神戸大学発達科学部特別聴講学生に関する内規

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学発達科学部規則(平成16年4月1日制定)第17条の規定に基づき、本学部の特別聴講学生に関する事項を定める。

(許 可)

第2条 本学部との協定に基づき、他大学の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、特別聴講学生として許可する。

(手 続 き)

第3条 特別聴講学生を志望する者は、所属大学の学部長を経て、次の書類を提出しなければならない。

- ・特別聴講学生願書(本学部所定用紙)
- ・在学中大学の学業成績証明書
- ・健康診断書

(授業料等)

第4条 特別聴講学生は、履修する授業科目に相当する授業料を指定された期間に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を徴収しないことを協定した学校から受け入れた者については、授業料を徴収しない。

3 特別聴講学生に関わる検定料及び入学料は徴収しない。

(期 間)

第5条 特別聴講学生の在学期間は、履修しようとする授業科目の開講期間とする。

(許可取り消し)

第6条 特別聴講学生が次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認められるとき

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

7 入学前の既修得単位の認定に関する内規

(平成16年4月1日制定)

最近改正 平成18年4月1日

この内規は、神戸大学発達科学部規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)第10条の規定に基づき、既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。

1 既修得単位の認定の申請資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を得るのに必要な所定の単位のうち32単位を修得し、大学を退学した者
- (3) 本学の科目等履修生として単位を修得した者

2 授業科目の区分ごとの認定単位数の最高限度は、次のとおりとする。

人間形成学科，人間行動学科，人間表現学科

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 教養原論 | 18単位 |
| (2) 外国語科目 英語 | 6単位 |
| その他の外国語 | 4単位 |
| (3) 情報科目 | 1単位 |
| (4) 健康・スポーツ科学 | 1単位 |
| (5) 専門科目 | 本学で修得した単位を除き27単位 |

人間環境学科

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 教養原論 | 14単位 |
| (2) 外国語科目 英語 | 6単位 |
| その他の外国語 | 4単位 |
| (3) 情報科目 | 1単位 |
| (4) 健康・スポーツ科学 | 1単位 |
| (5) 専門科目(共通専門基礎科目含む) | 本学で修得した単位を除き31単位 |

3 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書(本学部所定の様式)
- (2) 卒業証明書及び在籍期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの(講義要綱等)

4 認定試験は、申請をした授業科目ごとに試験(筆記又は口頭)を行う。

5 認定された授業科目の単位数については、規則第10条第3項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお、成績の表示は、「認定」とする。

附 則

1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この内規施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は，平成17年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成17年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は，平成18年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

8 神戸大学発達科学部規則第7条ただし書に関する申合せ

最近改正 平成18年4月1日

1 年次配当の共通専門基礎科目の履修を必要とする者については，1年間に6単位を超えない範囲で履修科目の登録の上限を超えて登録を認める。

附 則

- 1 この申合せは，平成18年4月1日から施行する。
- 2 この申合せ施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

9 神戸大学発達科学部転学科に関する申合せ

(趣 旨)

- 1 この申合せは、神戸大学発達科学部規則(平成16年4月1日制定)第16条に定める学生の転学科に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転学科の時期)

- 2 転学科の時期は、第2年次以降の学期の初めとする。

(転学科の許可)

- 3 転学科は、転学科を志望する者(以下「転学科希望者」という。)が次の各号のすべてに該当し、志望学科の特別選考を経て、教授会が認めた場合に許可することがある。ただし、AO入試、社会人入試及び編入学試験などの特別選抜による入学者については、転学科を認めない。

(1) 転学科志望者の大学入試センター試験(5教科7科目又は6教科7科目)の成績が、転学科志望者の入学時における志望学科の入学試験合格者の大学入試センター試験の最低点以上であること。

(2) 志望学科の定員又は志望履修コースの受入可能人数に余裕があること。

(特別選考)

- 4 志望学科は、特別選考として、転学科志望に特別の理由があると認められるかについて面接等による慎重な審議を行うこととする。

(転学科の手続き)

- 5 志望学科の学科長は、特別選考において転学科を認めた場合は教務委員会に転学科の手続きを依頼するものとする。

- 6 教務委員会は、前項の依頼があった場合はその内容を審議した上で教授会に諮るものとする。

(申請の時期)

- 7 転学科志望者は、転学科しようとする学期の2月前までに、所属学科長の承認を得て、所定の書類を教務学生係まで提出しなければならない。

附 則

この申合せは、平成17年11月16日から施行する。

10 教育実習の申し込み及び履修における単位修得，及び「プレ実習」について

(平成17年11月16日発達科学部教授会決定)

- 1 教育実習を申し込む場合は，以下の単位数を満たさなくてはならない。
2年生で申し込む場合は1年生での総単位数31単位以上，3年生以上で申し込む場合は前年度末までに総単位数62単位以上修得していること。
- 2 教育実習を履修する場合は，以下の単位数を満たさなくてはならない。
3年生で行う場合は総単位数62単位以上，4年生以上で行う場合は総単位数93単位以上修得していること。
- 3 3年次編入学生については，申し込み時点(3年生4月)での単位数を問わない。
- 4 教育実習を行う者は，教育実習を申し込む年度において実施される「プレ実習」(年2回程度実施)に出席しなければならない。ただし，複数回数の教育実習を履修する者は，その最初の教育実習を申し込む年度における「プレ実習」出席のみでよい。

11 「卒業研究」資格判定制度について

4年次以降において卒業研究を開始するためには，3年次終了時点において，以下の単位を修得していなければならない。判定基準に満たない場合には「卒業研究届」(「卒業研究について」P. 141参照)を提出することができない。

人間形成学科，人間行動学科，人間表現学科	人間環境学科
<ul style="list-style-type: none"> ・外国語科目 8単位以上 ・情報科目 1単位 ・健康・スポーツ科学 1単位 ・教養原論 14単位以上 ・専門科目 60単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語科目 8単位以上 ・情報科目 1単位 ・健康・スポーツ科学 1単位 ・教養原論 10単位以上 ・専門科目 64単位
84単位以上	84単位以上
(ただし，専門科目60単位中には，「発達科学への招待」(2単位)を含んでいなければならない。)	(ただし，専門科目64単位中には，「発達科学への招待」(2単位)を含んでいなければならない。)

発達支援論コースを履修する学生については，入学した学科の基準による。

12 交通機関の運休，気象警報発令の場合における授業，学期末試験の休講措置について

1．交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講する。

- (1) JR西日本（神戸線）が事故等のため運休した湯合
- (2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス16系統及び36系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

午前6時までに，交通機関が運行した場合は，1時限日の授業から実施する。

午前10時までに，交通機関が運行した場合は，3時限目（午後）の授業から実施する。

2．気象警報発令の場合

兵庫県阪神地方に気象警報（暴風，大雪，暴風雪）が発令された場合，当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

午前6時までに，気象警報が解除された場合は，1時限日の授業から実施する。

午前10時までに，気象警報が解除された場合は，3時限目（午後）の授業から実施する。

注1 解除又は運行の確認は，テレビ・ラジオ等の報道による。

注2 演習等少人数の授業については，担当教員と受講者が相談して，授業を行うことがある。

注3 この取扱いは平成19年4月1日から適用する。

13 学期末試験における不正行為に関する取扱い

平成16年4月1日制定

平成17年2月9日 一部改正

学期末試験において不正行為が発生した場合、次のとおり取り扱うこととする。

- 1 不正行為と疑われる事態が発生した場合は、その場でその事実を確認のうえ、当該時限におけるそれ以降の受験は中止させる。
- 2 不正行為が確認された場合は、直ちに本人自署による事実確認書を提出させる。
- 3 後日、事実確認書に基づき、監督責任者、担当委員会委員長のもとで事情聴取を行い、顛末書及び反省書を提出させる。
- 4 不正行為に関する事実経過を教授会に報告し、承認を得て次の処置をとる。
 - (1) 不正行為が行われた学期の授業科目（通年科目を含む。）の成績はすべて無効とする。
 - (2) 不正行為が行われた年度の教育実習、博物館実習、インターンシップの単位取得は認めない。
 - (3) 不正行為が行われた時点以降当該年度の教育実習、博物館実習、インターンシップ、介護等体験は受けさせない。
 - (4) 不正行為が行われた学期の卒業研究の単位取得は認めない。
 - (5) 事実経過を学部内に公表する。ただし、氏名は公表しない。
 - (6) 父母等に対し、(1)から(5)の処置を文書で通告する。
- 5 この取扱いは平成17年4月1日から実施する。

14 外国人留学生のための日本語科目修得についての内規

（平成16年4月1日制定）

外国人留学生が、神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）別表に掲げられた以下の授業科目の単位を修得したときは、これらの単位を、6単位を限度として、神戸大学発達科学部規則（平成16年4月1日制定）第6条第2項及び別表第2に定める外国語科目の単位数に算入することができる。

日本語（1単位）、日本語（1単位）、日本語（1単位）、日本語（1単位）、日本語（1単位）、日本語（1単位）、日本語（1単位）、日本語（1単位）、日本事情（1単位）、日本事情（1単位）

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

15 神戸大学発達科学部セクシュアル・ハラスメント防止のための指針

(平成16年4月1日制定)

1. 目的

この指針は、神戸大学発達科学部，人間発達環境学研究科，及び総合人間科学研究科（発達科学系）（以下「本学部」という。）に属するすべての構成員（学生，非常勤職員を含むすべての教職員）が個人として尊重され，就学，就労，教育及び研究のための良好な環境を維持するため，セクシュアル・ハラスメントの防止とその対応策について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

セクシュアル・ハラスメントは不当な性差別であり，個人の尊厳を損なう行為である。セクシュアル・ハラスメントを受けない権利は，日本国憲法第13条の個人の尊重及び同法第14条の性別による差別禁止に根拠をもつ基本的人権である。また，セクシュアル・ハラスメントは，知的コミュニティである本学部の品位を著しく損なうものである。したがって，本学部は，日本国憲法，教育基本法，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律などの国内法のみならず，女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の精神にのっとり，本学部構成員のすべてが個人として尊重され，セクシュアル・ハラスメントのない環境において，就学，就労しうべく，セクシュアル・ハラスメントを防止する諸施策を講じる責務を負う。以上を実施するにあたっては，関係する学外者をも対象とする。

3. セクシュアル・ハラスメントの定義

「セクシュアル・ハラスメント」とは，言葉，視覚及び行動等により，就学，就労，教育又は研究上の関係を利用して，相手の意に反する性的な言動を行うこと及びそれに伴い，相手が学業及び職務を行う上で利益又は不利益を与え，就学，就労，教育又は研究のための環境を悪化させることをいい，次に挙げるとおりとする。

- (1) 性的要求への服従又は拒否を理由に就学，就労，教育又は研究上の利益若しくは不利益に影響を与えること。
- (2) 明示の有無にかかわらず，就学，就労，教育又は研究上の利益若しくは不利益を条件として，性的誘いかけを行うこと又は性的に好意的な態度を要求すること。
- (3) 性的言動及び文書・図画などの掲示等により，不快の念を抱かせるような環境をつくりだすこと。

なお，以上3項目についての具体例は例示のとおり。

セクシュアル・ハラスメントの存在の有無の判断は，行為者の意図にかかわらず，その行為が相手の意に反したものであるかどうかによる。

4. セクシュアル・ハラスメントについての心がまえ

- (1) 教員と学生の関係については、教員は、評価・評定等学生の在学に関わる重要事項についての権限を有しており、そのことが、セクシュアル・ハラスメントの基盤となりうることを認識する必要がある。
- (2) セクシュアル・ハラスメントをしないようにするためには、お互いの人格を尊重しあい、お互いが大切なパートナーであるという意識をもつことが大切である。
- (3) セクシュアル・ハラスメントの被害にあったと感じたら、勇気をもって相手に抗議するとともに、不快なことを一人で抱え込むのではなく、相談をすることが大切である。
- (4) セクシュアル・ハラスメントの被害にあったと感じたら、その日時、内容等について記録(メモ)を取り、目撃者がいたらその人に確認してもらっておくことが重要である。
- (5) 性に関する言動に対する受け止め方には、個人差や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要である。
- (6) セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。
- (7) 本学部構成員間のセクシュアル・ハラスメントに注意するだけでは不十分であり、関係する学内外者との関係にも注意する必要がある。

5．セクシュアル・ハラスメント防止のための対策

- (1) セクシュアル・ハラスメントが発生するような環境・慣習を改善する。
- (2) セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動を行う。
- (3) 本学部のすべての構成員を対象としたセクシュアル・ハラスメント又はその防止に関係する研修又は学習活動を行う。
- (4) セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設け、複数の相談員を置く。
- (5) セクシュアル・ハラスメントに関する問題を審査する機関を置く。
- (6) セクシュアル・ハラスメントに関する問題解決のために学外の協力を求めることを認める。

6．その他

この指針の内容は、適宜、見直すものとする。

例示

- 1 「(1)性的要求への服従又は拒否を理由に就学、就労、教育又は研究上の利益若しくは不利益に影響を与えること。」とは、例えば次の行為等をいう。

性的要求への服従又は拒否を、教育又は研究上の指導及び評価並びに学業成績等に反映させること。

性的要求への服従又は拒否を、人事、労働条件の決定、業務指揮に反映させること。

- 2 「(2)明示の有無にかかわらず，就学，就労，教育又は研究上の利益若しくは不利益を条件として，性的誘いかけを行うこと，又は性的に好意的な態度を要求すること。」とは，例えば次の行為等をいう。

人事権，業務指揮権執行，教育若しくは研究上の指導及び評価又は利益，不利益の与奪等を条件とした性的働きかけをすること。

相手への性的な関心の表現を業務遂行に混交させること。

執拗若しくは強制的に性的行為に誘ったり，交際の働きかけをすること。

強引な接触及び性的な行為を行うこと。

性的魅力をアピールするような服装や振る舞いを要求すること。

- 3 「(3)性的言動及び文書・図画などの掲示等により，不快の念を抱かせるような環境をつくりだすこと。」とは，例えば次の行為等をいう。

性的言動については，4 に具体例を示す。

性に関わる蔑視的な発言をしたり，話題等にすること。

イ．何れかの性であるという理由のみによって，性格，能力，行動等において，劣っているとかがあるいは望ましくないものと決めつけること。

ロ．個人の主張や意見を，性としての魅力に結びつけること。

- 4 定義中でいう「性的言動」とは，性的な関心や欲求に基づく言動をいい，性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動も含まれる。具体例を以下に示す。

(1) 性的な内容の発言関係

性的な関心，欲求に基づくもの

イ．スリーサイズを聞いたり，「デブ」「チビ」など身体的特徴を話題にすること。

ロ．聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと。

ハ．体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」，「もう更年期か」などと言う。

ニ．性的な経験や性生活について質問すること。

ホ．性的な噂を立てたり，性的なからかいの対象とすること。

性別により差別しようとする意識等に基づくもの

イ．「男のくせに根性がない」，「女には仕事は任せられない」などと発言すること。

ロ．成人の男女に対して「男の子，女の子」，「僕，坊や，お嬢さん」と表現したり，相手を卑下する意識のもとに「おじさん，おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること。

ハ．「男の子らしく」「女の子らしく」「男の子のくせに」「女の子のくせに」等と言った言い方をすること。

(2) 性的な行動関係

性的な関心，欲求に基づくもの

イ．ヌードポスター等を職場に貼ること。

ロ．雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり，読んだりすること。

- ハ．身体を執拗に眺め回すこと。
 - ニ．食事やデートにしつこく誘うなど，付きまとうこと。
 - ホ．個人の性的魅力，性的能力を点数で評価すること。
 - ヘ．性的な内容の電話をかけたり，性的な内容の手紙・Eメールを送ること。
 - ト．身体に不必要に接触すること。
 - チ．特定の個人の衣服や髪，身体に触れたり，首や肩をもんだり又はこれらのことを強要すること。
 - リ．性的な関係を強要すること。
 - ヌ．相手が不快感を表明しているにもかかわらず，その場からの離脱を妨害すること。
 - ル．不必要に特定の生徒などの写真を机上などに置くこと。
 - ヲ．記録用のビデオテープ，写真などに特定の学生等ばかり撮ること。
- 性別役割分担意識に基づくもの
- イ．女性であるというだけで職場でお茶くみ，掃除，私用等を強要すること。
 - ロ．宴会等で隣りに座ることやお酌をすること，カラオケでのデュエット等を強要すること。